

厚生労働省における人身取引被害者への対応

1 婦人相談所における保護の状況

- 保護された被害者は年々増加していたが今年度は12月末現在で27人。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくはは入国管理局。
- 人身取引事犯は都市部に限らず起こっている現状。
- 被害者のほとんどが早期帰国を希望。

○年度別保護実績

平成13年度	1人 (タイ1人)
平成14年度	2人 (タイ2人)
平成15年度	6人 (タイ3人・フィリピン3人)
平成16年度	24人 (タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア7人)
平成17年度	112人 (フィリピン59人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
平成18年度	27人 (フィリピン11人・インドネシア10人・タイ3人・台湾2人・韓国1人)

(4月～12月末)

○都道府県別保護実績

愛知県	39人	長野県	21人	千葉県	20人	秋田県	18人
東京都	**18人	島根県	12人	栃木県	8人	広島県	*7人
群馬県	7人	大阪府	6人	福岡県	6人	岐阜県	6人
神奈川県	5人	徳島県	3人				
茨城県・新潟県・静岡県・鹿児島県・沖縄県 各1人							

*6人が島根県より、**3人が群馬県に移管のため合計には算入せず

○一時保護委託実績

平成17年4月1日～平成18年12月31日までに54人の一時保護委託を実施
内訳 婦人保護施設26人・母子生活支援施設16人・民間シェルター12人

○平均保護日数 21.7日

合計 172人 H18.12月末現在

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における母国語通訳の確保
 - 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
 - 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
 - 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等関係機関との緊密な連携が欠かせない。

(育成環境課關係)

1. 児童手当について

(1) 平成19年度制度改正の概要について

平成18年6月の「新しい少子化対策について」及び同年12月の「児童手当について」に基づき、児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律1万円とし、平成19年4月から実施することとしたところであり、児童手当法の一部改正案を2月9日に国会へ提出したところである。

また、児童手当の拡充に係る地方の負担増分については、地方特例交付金を措置することとされている。

なお、事業主拠出金の拠出金率についても、平成19年4月から引き上げを行う予定である。

[児童手当制度の拡充内容]

(ア) 支給対象 現行どおり

0歳から小学校修了前までの児童

(12歳到達後の最初の年度末まで)

約1,290万児童

(乳幼児加算対象児童約275万児童)

※公務員を含む児童数

(イ) 手 当 額

0歳から3歳未満

(現 行)

(改正案)

第1子・第2子 5,000円/月 → 10,000円/月

第3子以降 10,000円/月 (現行どおり)

3歳以上 (現行どおり)

第1子・第2子 5,000円/月

第3子以降 10,000円/月

(ウ) 所得制限 現行どおり

780万円未満

ただしサラリーマンは

860万円未満

(夫婦と児童2人の世帯の年収ベース)

(エ) 費用負担 現行どおり

ただし、0歳から3歳未満の手当額の増額に伴い、事業主拠出金の拠出金率を引き上げる予定である。

(現 行) (改正案)

0.9 / 1,000 → 1.3 / 1,000

(オ) 施行期日 平成19年4月1日 (予定)

(カ) 手当額の増額等に伴う事務処理

今回の拡充に伴う手当額の増額等については、額改定認定請求書によらず職権により取扱う予定であること。

なお、手当額の増額等に関する周知については、政府広報及びポスター、リーフレット等による広報を実施するとともに、支払通知書等に必要な注釈を加えて行うこととしていることから、各都道府県及び市町村において、特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 今後の予定について

この法案は、平成19年4月1日の施行を予定しており、国会での審議状況等については、適宜情報提供等を行うこととしているので、管内市区町村への情報提供をしていただくとともに、円滑施行に向け、特段のご配慮をお願いしたい。

2. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の基本的考え方等について

平成19年度に創設する「放課後子どもプラン」の全体像については、先般、2月7日に文部科学省と合同で開催した「放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議」においてご説明したとおりであるが、本プランの効果的かつ円滑な実施のため、文部科学省との連名により、本プランの基本的な考え方を示した通知を発出する予定であるので、管内市町村への十分な周知を図るとともに、教育委員会との連携・協力体制の強化に努められたい。(資料4(157頁)及び資料5(158頁))

特に留意いただきたいことは、できるだけ早急に必要な全小学校区において放課後児童クラブを整備していただくため、本プランは余裕教室等の既存施設の有効活用や事業実施の利便性等から小学校内での実施を基本としているが、①既に児童館、公民館等の小学校以外で放課後児童クラブを実施していて、引き続き当該実施場所で実施することが望ましい場合や、②現に小学校の余裕教室が無い場合などは、平成19年度以降も小学校以外で実施いただくこととしている。このため、各地域において、子どもにとって最善の活動場所が確保されるよう、地域の実情や利用者のニーズ、今までの事業との継続性などを十分勘案した上で、効果的な事業実施に努めていただくようお願いしたい。

なお、本プランの具体的実施内容等に関する疑義について、2月8日付け事務連絡で照会し、質問事項を提出いただいたところであるが、現在、その回答内容について文部科学省と調整中であり、調整済次第、追って文書で回答することとするので、ご了知願いたい。

(2) 教育委員会と福祉部局の連携促進について

本プランの実施に当たって、各市町村及び都道府県における教育委員会・福祉部局の連携・協力体制の強化が重要であるとの認識から、両省において関係部局連名(文部科学省大臣官房文教施設企画部、同生涯学習政策局、同初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局)による通知を発出する予定である。

本通知においては、

- ① 本プランの円滑な実施のための教育委員会と福祉部局との緊密な連携強化、
- ② 校長、クラス担任等学校関係者と事業関係者との間での迅速な情報交換・情報共有の実施、

- ③ 「放課後子どもプラン」実施場所としての余裕教室の積極的な活用、
 - ④ 保健室、体育館、図書室、視聴覚室等の学校諸施設について、長期休暇や土曜日等の学校の授業日以外も含めた弾力的な運用、
- など、4月からの円滑かつ効果的な事業実施に向け、教育委員会や学校関係者とのより一層の連携強化策を盛り込んでいるので、本通知の趣旨を踏まえ、教育委員会等との連絡会議などを通じて、積極的な働きかけをお願いしたい。(資料6 (163頁))

(3) 「放課後子どもプラン連携推進室」の設置について

本プランの効果的な推進を目的として、2月1日に、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課にそれぞれ「放課後子どもプラン連携推進室」を設置したところである。

本連携推進室においては、「放課後子どもプラン」関連補助金の執行に関する事務を一括して実施するとともに、電話回線を共用化し、国民及び地方自治体等へのワンストップ・サービスとして、情報提供及び各種照会への円滑な対応を図ることとしているので、管内市町村への周知をお願いしたい。(資料7 (166頁))

(4) 交付要綱等の一本化について

都道府県・指定都市・中核市からの交付申請手続等の事務負担の軽減を図るため、両省で実施する二つの事業（「放課後児童健全育成事業」・「放課後子ども教室推進事業」）を「放課後子どもプラン推進事業」（案）として一本化し、実施要綱及び交付要綱についても一本化を図ることとしたところである。(資料8 (167頁))

都道府県におかれても、これに準じて一つの補助金交付要綱等を作成し、教育委員会又は福祉部局のいずれかにおいて、市町村からの交付申請の一括処理を行うなど、事務の簡素化に努められたい。

なお、都道府県・指定都市・中核市から国に対する補助金交付申請等については、教育委員会又は福祉部局のいずれかにおいてとりまとめ、一本の交付申請として文部科学省あるいは厚生労働省どちらかの「放課後子どもプラン連携推進室」に提出いただくこととしているので、都道府県等における円滑な事務手続に向けた体制の構築をお願いしたい。